

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

路線名	加須北川辺線
供用開始の区間	加須市中樋遣川字北瀬田和一七四八番六地先から同市中樋遣川字七釜戸三〇九六番地先まで
供用開始の期日	平成二十九年一月十三日
備考	道路改築工事。 平成二十九年一月十三日付け行田県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二三三・六〇メートル